

滋賀県精神保健福祉協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、滋賀県精神保健福祉協会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を草津市笠山8丁目4番25号、滋賀県立精神医療センター内に置く。

(目的)

第3条 この協会は、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や調査研究および情報の提供等を広く県民に対し行いますことにより、県民一人一人の精神保健福祉に関する理解を深め、精神障害者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図るとともに、障害のある人もない人も共に暮らしよい社会づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- (2) 精神保健福祉に関する研修会および講習会等の開催
- (3) 精神保健福祉に関する調査研究および情報の提供
- (4) 精神障害者の社会復帰、福祉対策の促進
- (5) 行政機関および精神保健福祉関係団体に対する協力
- (6) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 この会の趣旨に賛同する者をもって、会員とする。

2 会員は、次の3種とする。

- (1) 一般会員 この会の趣旨に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) サポート会員 この会の事業を賛助して会員と同等以上の協力を行います個人または団体

(入会)

第6条 この会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 一般会員、団体および賛助会員は会費を納めなければならない。

2 会費の額、納期および会費の徴収に関する規定は別に定める。

(退 会)

第8条 会員は、退会するときは、その旨の書面をもって会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が死亡し、または団体等が解散したときは、退会したものとみなす。

3 会費を3年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員にあらかじめその趣旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行います総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この会の名誉をき損し、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の数)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 5人以内

(3) 理事（会長および副会長を含む） 15人以上23人以内

(4) 監事 2人

(役員の仕事)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順によって、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、第31条に定めるところにより、その職務を行います。

4 監事は、この会の会計および業務執行状況を監査し、その結果を理事会に報告する。

(役員を選任)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長は、理事の互選によってこれを定める。

3 理事および監事は相互にこれを兼ねることはできない。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じ理事会がこれを選出する。ただし、直近の総会において承認を得るものとする。
- 3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決を行います総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第16条 役員は無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第17条 この会に理事会の推薦により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(部会委員)

第18条 この会に理事会の推薦により、部会委員を置くことができる。

- 2 部会委員は、部会を組織し、部会に委員長を置く。
- 3 部会は、会長の諮問に応じ、この会の専門的な業務について調査研究し、必要事項について意見を述べるができる。

(事務局)

第19条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務局職員を若干名置く。

- 2 事務局の職員は、理事会の同意を得て、会長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) この会の活動方針に関すること
- (2) 会則の改正、廃止に関すること
- (3) その他必要と認められる事項

(開催)

第23条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 一般会員の3分の1以上から、会議の目的を明示して開催の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、少なくとも開会の7日前までに一般会員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から互選する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員の3分の1の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理議決)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、別に定める委任状により、表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その一般会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 一般会員の現在員数、出席者数（代理議決者および代理議決委任者を含む）

- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画および予算に関すること
- (2) 事業報告および決算に関すること
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

2 会長は、理事会が議決した事項について、総会において会員に報告しなければならない。

(開催)

第32条 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の7日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数等)

第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」および「一般会員」とあるのは、それぞれ「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

ただし、議事録署名人については選任せず、議事録は理事全員で確認する。

第6章 会 計

(経 費)

第36条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補 則

(その他)

第38条 この会則に定めるものの他、この会の会務について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成9年6月28日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第14条の規定にかかわらず平成11年3月31日までとする。

滋賀県精神保健福祉協会会員の会費の額、納期および会費の徴収に関する規程

滋賀県精神保健福祉協会会則第7条第2項に基づく滋賀県精神保健福祉協会会員の会費の額、納期および会費の徴収については、下記のとおりとする。

(会費の額)

第1条 会則第7条第2項に定める会費は次のとおりとする。

- 1 一般会員 個人 年間 1,000円
団体 年間 10,000円
- 2 賛助会員 個人 年間 1,000円
団体 年間 20,000円

(会費の徴収)

第2条 会員の会費は、毎年度4月末までに滋賀県精神保健福祉協会事務局に納入しなければならない。
ただし、新入会者については、入会後の1か月以内に会費を納入しなければならない。

- 2 会則第6条に規定する入会申込書は、第1号様式によるものとする。

(会費の前納)

第3条 一般会員として入会しようとする者が、会則第6条に規定する入会申込書とともに会費を納入した場合にあっては、会費の納入日から理事会の入会承認までの間は、臨時会員として扱う。
ただし、この間、総会における議決権はないものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成9年6月28日から施行する。